〇指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(平成十八年三月十四日) (厚生労働省令第三十五号)

第一節 基本方針

第百十六条 指定介護予防サービスに該当する介護予防通所リハビリテーション(以下 「指定介護予防通所リハビリテーション」という。)の事業は、その利用者が可能な限 りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法 その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図 り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第二節 人員に関する基準

- 第百十七条 指定介護予防通所リハビリテーションの事業を行う者(以下「指定介護予防通所リハビリテーション事業者」という。)が、当該事業を行う事業所(以下「指定介護予防通所リハビリテーション事業所」という。)ごとに置くべき指定介護予防通所リハビリテーション従業者」という。)の員数は、次のとおりとする。
 - 一 医師 指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たらせるために必要な一以 上の数
 - 二 理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護師若しくは准看護師(以下この章において「看護職員」という。)若しくは介護職員 次に掲げる基準を満たすために必要と認められる数
 - イ 指定介護予防通所リハビリテーションの単位ごとに、利用者(当該指定介護予防通所リハビリテーション事業者が指定通所リハビリテーション事業者(指定居宅サービス等基準第百十一条第一項に規定する指定通所リハビリテーション事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所リハビリテーションの事業と指定通所リハビリテーション(指定居宅サービス等基準第百十条に規定する指定通所リハビリテーションをいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定介護予防通所リハビリテーション又は指定通所リハビリテーションの利用者。以下この節及び次節において同じ。)の数が十人以下の場合は、その提供を行う時間帯(以下この条において「提供時間」という。)を通じて専ら当該指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員の数が一以上確保されていること、又は、利用者の数が十人を超える場合は、提供時間を通じて専ら当該指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員が、利用者の数を十で除した数以上確保されていること。

- ロ イに掲げる人員のうち専らリハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、利用者が百又はその端数を増すごとに一以上確保されていること。
- 2 指定介護予防通所リハビリテーション事業所が診療所である場合は、前項第二号の規 定にかかわらず、次のとおりとすることができる。
 - 一 指定介護予防通所リハビリテーションの単位ごとに、利用者の数が十人以下の場合は、提供時間帯を通じて専ら当該指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員が一以上確保されていること、又は、利用者の数が十人を超える場合は、提供時間を通じて専ら当該指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員が、利用者の数を十で除した数以上確保されていること。
 - 二 前号に掲げる人員のうち専ら当該指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は介護予防通所リハビリテーション若しくはこれに類するサービスに一年以上従事した経験を有する看護師が、常勤換算方法で、〇・一以上確保されること。
- 3 第一項第一号の医師は、常勤でなければならない。
- 4 指定介護予防通所リハビリテーション事業者が法第百十五条の十一の規定により準用される法第七十二条第一項の規定により法第五十三条第一項本文の指定があったものとみなされた介護老人保健施設又は介護医療院である場合については、介護老人保健施設基準第二条又は介護医療院基準第四条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。
- 5 指定介護予防通所リハビリテーション事業者が指定通所リハビリテーション事業者 (指定居宅サービス等基準第百十一条第一項に規定する指定通所リハビリテーション事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所リハビリテーションの事業と指定通所リハビリテーション(指定居宅サービス等基準第百十条に規定する指定通所リハビリテーションをいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第百十一条第一項から第四項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(平二一厚労令三三・令六厚労令一六・一部改正)

第三節 設備に関する基準

第百十八条 指定介護予防通所リハビリテーション事業所は、指定介護予防通所リハビリテーションを行うにふさわしい専用の部屋等であって、三平方メートルに利用定員(当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所において同時に指定介護予防通所リハビリテーションの提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節及び次

節において同じ。)を乗じた面積以上のものを有しなければならない。ただし、当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所が介護老人保健施設又は介護医療院である場合にあっては、当該専用の部屋等の面積に利用者用に確保されている食堂(リハビリテーションに供用されるものに限る。)の面積を加えるものとする。

- 2 指定介護予防通所リハビリテーション事業所は、消火設備その他の非常災害に際して 必要な設備並びに指定介護予防通所リハビリテーションを行うために必要な専用の機械 及び器具を備えなければならない。
- 3 指定介護予防通所リハビリテーション事業者が指定通所リハビリテーション事業者の 指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所リハビリテーションの事業と指定通所リハ ビリテーションの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合について は、指定居宅サービス等基準第百十二条第一項及び第二項に規定する設備に関する基準 を満たすことをもって、前二項に規定する基準を満たしているものとみなすことができ る。

(平三〇厚労令四・一部改正)

第四節 運営に関する基準

(利用料等の受領)

- 第百十八条の二 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、法定代理受領サービス に該当する指定介護予防通所リハビリテーションを提供した際には、その利用者から利 用料の一部として、当該指定介護予防通所リハビリテーションに係る介護予防サービス 費用基準額から当該指定介護予防通所リハビリテーション事業者に支払われる介護予防 サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。
- 2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、法定代理受領サービスに該当しない 指定介護予防通所リハビリテーションを提供した際にその利用者から支払を受ける利用 料の額と、指定介護予防通所リハビリテーションに係る介護予防サービス費用基準額と の間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。
- 3 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。
 - 一 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用
 - 二 食事の提供に要する費用
 - 三 おむつ代
 - 四 前三号に掲げるもののほか、指定介護予防通所リハビリテーションの提供において 提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であっ て、その利用者に負担させることが適当と認められる費用
- 4 前項第二号に掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものと する。

5 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、第三項の費用の額に係るサービスの 提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び 費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(平二七厚労令四・追加)

(緊急時等の対応)

第百十八条の三 介護予防通所リハビリテーション従業者は、現に指定介護予防通所リハビリテーションの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(平二七厚労令四・追加)

(管理者等の責務)

- 第百十九条 指定介護予防通所リハビリテーション事業所の管理者は、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は専ら指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる看護師のうちから選任した者に、必要な管理の代行をさせることができる。
- 2 指定介護予防通所リハビリテーション事業所の管理者又は前項の管理を代行する者は、指定介護予防通所リハビリテーション事業所の従業者にこの節及び次節の規定を遵守させるための必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

- 第百二十条 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、指定介護予防通所リハビリテーション事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。
 - ー 事業の目的及び運営の方針
 - 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
 - 三 営業日及び営業時間
 - 四 指定介護予防通所リハビリテーションの利用定員
 - 五 指定介護予防通所リハビリテーションの内容及び利用料その他の費用の額
 - 六 通常の事業の実施地域
 - 七 サービス利用に当たっての留意事項
 - 八 非常災害対策
 - 九 虐待の防止のための措置に関する事項
 - 十 その他運営に関する重要事項

(令三厚労令九・一部改正)

(勤務体制の確保等)

第百二十条の二 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、利用者に対し適切な指 定介護予防通所リハビリテーションを提供できるよう、指定介護予防通所リハビリテー ション事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

- 2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、指定介護予防通所リハビリテーション事業所ごとに、当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所の従業者によって指定介護予防通所リハビリテーションを提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
- 3 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、介護予防通所リハビリテーション従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。その際、当該指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、全ての介護予防通所リハビリテーション従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。
- 4 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、適切な指定介護予防通所リハビリテーションの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防通所リハビリテーション従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(平二七厚労令四・追加、令三厚労令九・一部改正)

(定員の遵守)

第百二十条の三 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、利用定員を超えて指定 介護予防通所リハビリテーションの提供を行ってはならない。ただし、災害その他のや むを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(平二七厚労令四・追加)

(非常災害対策)

- 第百二十条の四 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、非常災害に関する具体 的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的 に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければな らない。
- 2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

(平二七厚労令四・追加、令三厚労令九・一部改正)

(衛生管理等)

- 第百二十一条 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、利用者の使用する施設、 食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要 な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。
- 2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、当該事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね六月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護予防通所リハビリテーション従業者に周知徹底を図ること。
- 二 当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所における感染症の予防及びまん延 の防止のための指針を整備すること。
- 三 当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所において、介護予防通所リハビリテーション従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

(令三厚労令九・一部改正)

(記録の整備)

- 第百二十二条 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、従業者、設備、備品及び 会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。
- 2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定介護予防通所リ ハビリテーションの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二 年間保存しなければならない。
 - ー 介護予防通所リハビリテーション計画
 - 二 次条において準用する第四十九条の十三第二項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
 - 三 第百二十五条第十一号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者 の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
 - 四 次条において準用する第五十条の三の規定による市町村への通知に係る記録
 - 五 次条において準用する第五十三条の八第二項の規定による苦情の内容等の記録
 - 六 次条において準用する第五十三条の十第二項の規定による事故の状況及び事故に際 して採った処置についての記録

(平二七厚労令四・令六厚労令一六・一部改正)

(準用)

第百二十三条 第四十九条の二から第四十九条の七まで、第四十九条の九から第四十九条の十一まで、第四十九条の十三、第五十条の二、第五十条の三、第五十三条の二の二、第五十三条の四、第五十三条の五、第五十三条の七から第五十三条の十一まで及び第六十七条の規定は、指定介護予防通所リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、これらの規定中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防通所リハビリテーション従業者」と、第四十九条の二及び第五十三条の四第一項中「第五十三条」とあるのは「第百二十条」と、第四十九条の七中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と読み替えるものとする。

(平二〇厚労令七七・平二七厚労令四・令三厚労令九・一部改正)

第五節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(指定介護予防通所リハビリテーションの基本取扱方針)

- 第百二十四条 指定介護予防通所リハビリテーションは、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。
- 2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、自らその提供する指定介護予防通所 リハビリテーションの質の評価を行うとともに、主治の医師又は歯科医師とも連携を図 りつつ、常にその改善を図らなければならない。
- 3 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たり、単に利用者の運動器の機能の向上、栄養状態の改善、口腔機能の向上等の特定の心身機能に着目した改善等を目的とするものではなく、当該心身機能の改善等を通じて、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。
- 4 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。
- 5 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

(指定介護予防通所リハビリテーションの具体的取扱方針)

- 第百二十五条 指定介護予防通所リハビリテーションの方針は、第百十六条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。
 - 一 指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっては、主治の医師若しくは歯 科医師からの情報伝達又はサービス担当者会議若しくはリハビリテーション会議を通 じる等の適切な方法により、利用者の病状、心身の状況、その置かれている環境等利 用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。
 - 二 医師及び理学療法士、作業療法士その他専ら指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる介護予防通所リハビリテーション従業者(以下この節において「医師等の従業者」という。)は、診療又は運動機能検査、作業能力検査等を基に、共同して、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、リハビリテーションの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防通所リハビリテーション計画を作成しなければならない。

- 三 医師等の従業者は、介護予防通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、既 に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しな ければならない。
- 四 医師等の従業者は、介護予防通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
- 五 医師等の従業者は、リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者 に係る介護予防通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該医療機関が作 成したリハビリテーション実施計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーショ ンの情報を把握しなければならない。
- 六 医師等の従業者は、介護予防通所リハビリテーション計画を作成した際には、当該 介護予防通所リハビリテーション計画を利用者に交付しなければならない。
- 七 指定介護予防通所リハビリテーション事業者が指定介護予防訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議(医師が参加した場合に限る。)の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、介護予防訪問リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた介護予防通所リハビリテーション計画を作成した場合については、第八十六条第二号から第六号までに規定する介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を満たすことをもって、第二号から前号までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。
- 八 指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっては、介護予防通所リハビリテーション計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。
- 九 指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを 旨とし、利用者又はその家族に対し、リハビリテーションの観点から療養上必要とさ れる事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うものとする。
- 十 指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を 行ってはならない。
- 十一 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身 の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
- 十二 指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。
- 十三 医師等の従業者は、介護予防通所リハビリテーション計画に基づくサービスの提供の開始時から、少なくとも一月に一回は、当該介護予防通所リハビリテーション計

画に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告するとともに、当該介護予防通所リハビリテーション計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも一回は、当該介護予防通所リハビリテーション計画の実施状況の把握(以下この条において「モニタリング」という。)を行うものとする。

- 十四 医師等の従業者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告しなければならない。
- 十五 医師等の従業者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防通所リ ハビリテーション計画の変更を行うものとする。
- 十六 第一号から第十四号までの規定は、前号に規定する介護予防通所リハビリテーション計画の変更について準用する。

(平二七厚労令四・令六厚労令一六・一部改正)

(指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっての留意点)

- 第百二十六条 指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっては、介護予防の効果を最大限高める観点から、次に掲げる事項に留意しながら行わなければならない。
 - 一 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、サービスの提供に当たり、介護予防支援におけるアセスメントにおいて把握された課題、指定介護予防通所リハビリテーションの提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟なサービスの提供に努めること。
 - 二 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスを提供するに当たっては、国内外の文献等において有効性が確認されている等の適切なものとすること。
 - 三 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、サービスの提供に当たり、利用者が虚弱な高齢者であることに十分に配慮し、利用者に危険が伴うような強い負荷を伴うサービスの提供は行わないとともに、次条に規定する安全管理体制等の確保を図ること等を通じて、利用者の安全面に最大限配慮すること。

(安全管理体制等の確保)

- 第百二十七条 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合に備え、緊急時マニュアル等を作成し、 事業所内の従業者に周知徹底を図るとともに、速やかに主治の医師への連絡を行えるよう、緊急時の連絡方法をあらかじめ定めておかなければならない。
- 2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、サービスの提供に当たり、転倒等を 防止するための環境整備に努めなければならない。

- 3 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、サービスの提供に当たり、事前に脈 拍や血圧等を測定する等利用者の当日の体調を確認するとともに、無理のない適度なサ ービスの内容とするよう努めなければならない。
- 4 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、サービスの提供を行っているときに おいても、利用者の体調の変化に常に気を配り、病状の急変等が生じた場合その他必要 な場合には、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならな い。

※準用

(内容及び手続の説明及び同意)

- 第四十九条の二 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第五十三条に規定する重要事項に関する規程の概要、介護予防訪問入浴介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。
- 2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第五項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防訪問入浴介護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。
 - ー 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又は口に掲げるもの
 - イ 指定介護予防訪問入浴介護事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその 家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の 使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
 - 口 指定介護予防訪問入浴介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、指定介護予防訪問入浴介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)
 - 二 電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第二百九十三条第一項において同じ。)に係る記録媒体をいう。)をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

- 3 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。
- 4 第二項第一号の「電子情報処理組織」とは、指定介護予防訪問入浴介護事業者の使用 に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回 線で接続した電子情報処理組織をいう。
- 5 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、第二項の規定により第一項に規定する重要事項 を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用 いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得 なければならない。
 - 一 第二項各号に規定する方法のうち指定介護予防訪問入浴介護事業者が使用するもの ニ ファイルへの記録の方式
- 6 前項の規定による承諾を得た指定介護予防訪問入浴介護事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第一項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(平二七厚労令四・追加、令五厚労令一六一・一部改正)

(提供拒否の禁止)

第四十九条の三 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、正当な理由なく指定介護予防訪問 入浴介護の提供を拒んではならない。

(平二七厚労令四・追加)

(サービス提供困難時の対応)

第四十九条の四 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所の通常の事業の実施地域(当該事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。以下同じ。)等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定介護予防訪問入浴介護を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る介護予防支援事業者への連絡、適当な他の指定介護予防訪問入浴介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(平二七厚労令四・追加)

(受給資格等の確認)

- 第四十九条の五 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供 を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要支援認 定の有無及び要支援認定の有効期間を確かめるものとする。
- 2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、前項の被保険者証に、法第百十五条の三第二項 の規定により認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮し て、指定介護予防訪問入浴介護を提供するように努めなければならない。

(平二七厚労令四・追加)

(要支援認定の申請に係る援助)

- 第四十九条の六 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供 の開始に際し、要支援認定を受けていない利用申込者については、要支援認定の申請が 既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の 意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。
- 2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防支援(これに相当するサービスを含む。)が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要支援認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要支援認定の有効期間が終了する三十日前にはなされるよう、必要な援助を行わなければならない。

(平二七厚労令四・追加)

(心身の状況等の把握)

第四十九条の七 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たっては、利用者に係る介護予防支援事業者が開催するサービス担当者会議(指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十七号。以下「指定介護予防支援等基準」という。)第三十条第九号に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。)等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(介護予防サービス費の支給を受けるための援助)

第四十九条の九 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則(平成十一年厚生省令第三十六号。以下「施行規則」という。)第八十三条の九各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、介護予防サービス計画の作成を介護予防支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により、介護予防サービス費の支給を受けることができる旨を説明すること、介護予防支援事業者に関する情報を提供することその他の介護予防サービス費の支給を受けるために必要な援助を行わなければならない。

(平二七厚労令四・追加)

(介護予防サービス計画に沿ったサービスの提供)

第四十九条の十 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防サービス計画(施行規則 第八十三条の九第一号ハ及び二に規定する計画を含む。以下同じ。)が作成されている 場合は、当該計画に沿った指定介護予防訪問入浴介護を提供しなければならない。

(平二七厚労令四・追加)

(介護予防サービス計画等の変更の援助)

第四十九条の十一 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者が介護予防サービス計画 の変更を希望する場合は、当該利用者に係る介護予防支援事業者への連絡その他の必要 な援助を行わなければならない。

(平二七厚労令四・追加)

(身分を証する書類の携行)

第四十九条の十二 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防訪問入浴介護従業者に 身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたとき は、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(平二七厚労令四・追加)

(サービスの提供の記録)

- 第四十九条の十三 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護を提供した際には、当該指定介護予防訪問入浴介護の提供日及び内容、当該指定介護予防訪問入浴介護について法第五十三条第四項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額その他必要な事項を、利用者の介護予防サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。
- 2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護を提供した際には、 提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場 合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなけれ ばならない。

(平二七厚労令四・追加)

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第五十条の二 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない 指定介護予防訪問入浴介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定介護予防 訪問入浴介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証 明書を利用者に対して交付しなければならない。

(平二七厚労令四・追加)

(利用者に関する市町村への通知)

- 第五十条の三 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を 市町村に通知しなければならない。
 - 正当な理由なしに指定介護予防訪問入浴介護の利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態になったと認められるとき。
 - 二 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(平二七厚労令四・追加)

(緊急時等の対応)

第五十一条 介護予防訪問入浴介護従業者は、現に指定介護予防訪問入浴介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の 医師又はあらかじめ当該指定介護予防訪問入浴介護事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(業務継続計画の策定等)

- 第五十三条の二の二 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、感染症や非常災害の発生時に おいて、利用者に対する指定介護予防訪問入浴介護の提供を継続的に実施するための、 及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。) を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。
- 2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防訪問入浴介護従業者に対し、業務継続 計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならな い。
- 3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に 応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(令三厚労令九・追加)

(掲示)

- 第五十三条の四 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所の見やすい場所に、第五十三条に規定する重要事項に関する規程の概要、介護予防訪問入浴介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項(以下この条において単に「重要事項」という。)を掲示しなければならない。
- 2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、重要事項を記載した書面を当該指定介護予防訪問入浴介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。
- 3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載し なければならない。

(平二七厚労令四・追加、令三厚労令九・令六厚労令一六・一部改正) (秘密保持等)

- 第五十三条の五 指定介護予防訪問入浴介護事業所の従業者は、正当な理由がなく、その 業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所の従業者 であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏 らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。
- 3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人 情報を用いる場合は当該利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該 家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

(平二七厚労令四・追加)

(介護予防支援事業者に対する利益供与の禁止)

第五十三条の七 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(平二七厚労令四・追加)

(苦情処理)

- 第五十三条の八 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、提供した指定介護予防訪問入浴介 護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け 付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。
- 2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の 内容等を記録しなければならない。
- 3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、提供した指定介護予防訪問入浴介護に関し、法 第二十三条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は 当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町 村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、 当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 4 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。
- 5 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、提供した指定介護予防訪問入浴介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会(国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。)が行う法第百七十六条第一項第三号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 6 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

(平二七厚労令四・追加)

(地域との連携等)

- 第五十三条の九 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定介護予防訪問入浴介護に関する利用者からの苦情に関して市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。
- 2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定介護予防訪問入浴介護を提供する場合に

は、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定介護予防訪問入浴介護の提供を 行うよう努めなければならない。

(平二七厚労令四・追加、令三厚労令九・一部改正)

(事故発生時の対応)

- 第五十三条の十 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問 入浴介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者 に係る介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならな い。
- 2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置 について記録しなければならない。
- 3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問入浴介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(平二七厚労令四・追加)

(虐待の防止)

- 第五十三条の十の二 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。
 - 一 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する 委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催 するとともに、その結果について、介護予防訪問入浴介護従業者に周知徹底を図ること。
 - 二 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所における虐待の防止のための指針を整備する こと。
 - 三 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所において、介護予防訪問入浴介護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
 - 四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(令三厚労令九・追加)

(会計の区分)

第五十三条の十一 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業 所ごとに経理を区分するとともに、指定介護予防訪問入浴介護の事業の会計とその他の 事業の会計を区分しなければならない。

(平二七厚労令四・追加)

(介護予防支援事業者等との連携)

第六十七条 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護を提供するに当たっては、介護予防支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治の医師及び介護予防支援事業者に対する情報の提供並びに保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。